

(目的)

第1条 この要領は、船橋市国民保護協議会条例(平成18年船橋市条例第1号)第6条の規定により、船橋市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 委員は、協議会開催の必要があると認めるときは、会長に会議の招集を求めることができる。

(委員)

第3条 委員は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(以下「法」という。)第40条第4項各号に定められた区分に応じ、別表に掲げるとおりとする。

2 委員(法第40条第4項第7号及び第8号の規定により任命された委員を除く。)が協議会の会議に出席できないときは、当該委員と同一の機関又は組織に属する者で、あらかじめ委員が指名する者にその権限を委任することができる。

(部会)

第4条 部会は、部会長が招集する。

2 部会長は、部会を招集するときは、あらかじめ会長にこれを通知しなければならない。

3 部会長は、部会の経過及び結果を協議会に報告しなければならない。

4 部会の運営に関して必要な事項は別に定める。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、船橋市市長公室防災課に置く。

附 則

この要領は、平成18年6月1日から施行する。